

東南アジア学会第 96 回研究大会・慶應義塾大学三田キャンパス

2016 年 12 月 3 日（土） 自由研究発表要旨集

- 12:00 受付開始 [第一校舎 2 階ホール]
12:50 **開会の辞** 大会準備委員長 太田 淳(慶應義塾大学) [第一校舎 121 教室]

自由研究発表

第 1 セッション 座長：早瀬晋三（早稲田大学） [第一校舎 121 教室]

- 13:00 スペイン統治下医師専門職の形成—19 世紀末のマニラを中心として—
千葉芳広（北海道医療大学）
13:35 シンガポール中華総商会の社会的機能の形成—その設立過程と初期活動を中心に
持田洋平（慶應義塾大学大学院博士課程）
14:10 スルタン・オマール・アリ・サイフディン 3 世と新連邦構想—ブルネイのマレーシ
ア編入問題—
鈴木陽一（下関市立大学）
14:45 休憩

第 2 セッション 座長：高田洋子（敬愛大学） [第一校舎 121 教室]

- 15:00 制度におけるインフォーマリティの明示化—フィリピンの「盗電」に関する制度
を事例に—
宮川慎司（東京大学大学院博士課程）
15:35 ジャワ汽水養殖池地域の社会経済—環境悪化下での池主、小作人、地域社会の駆け
引きを中心に—
間瀬朋子（東洋大学）
16:10 ベトナム—カンボジア国境をめぐるローカルな政治—冷戦終結後メコンデルタの
人々の越境移動
下條尚志（京都大学東南アジア研究所・機関研究員）

17:00 **会員総会** [第一校舎 121 教室]
第 14 回東南アジア史学会賞授賞式 [第一校舎 121 教室]

18:30 **懇親会** [山食]
参加費：（一般会員：4000 円、学生会員：3000 円）

<第1セッション>

スペイン統治下医師専門職の形成 —19世紀末のマニラを中心として—

千葉芳広（北海道医療大学）

本研究は、19世紀後半のマニラを中心として、医療と公衆衛生の担い手となる医師専門職がどのように形成されたのかを考察する。この背景では、19世紀を通じて、天然痘予防のための種痘がフィリピンで実施されていた。植民地政府およびカトリック教会が種痘実施のための体制を整備し、19世紀半ばまでにはフィリピン各地に種痘医が配置された。しかしフィリピン全体で医師不足は顕著で、コレラが大規模に流行する19世紀末になると、医師を含めた様々な医療専門職が、サントトマス大学で資格を取得した現地人のなかから形成された。衛生に関する行政組織も変化し、人口統計の収集もより体系的になされるようになった。マニラでは衛生区が設置され、貧困層を対象にした医療が実践された。また全国的に公医制度が置かれて、各地への西洋医学の普及が目指された。

当時の帝国医療では、スペイン人医師が優先的に採用される傾向にあった。スペイン本国から流入した医師は、フランスだけでなく仏領インドシナでも医学を学び研究した。またスペイン人軍医も、フランスによるインドシナでの植民地戦争に加担した。その意味で、スペイン人医師およびその医学知は、スペインとフィリピンの間だけでなく、フランスおよびその植民地も巻き込んで循環した。他方、公的職務に従事するフィリピン人医師は、1890年代までには増加していた。サントトマス大学は、医師のほかにも、薬剤師や種痘医を輩出している。しかし1899年のコレラ流行や1896年に勃発したフィリピン革命は、公医などに従事する医師の立場を大きく動揺させた。スペイン人医師のなかからは、辞職を申し入れて帰国を要望する者が現れていた。またフィリピン人医師のなかには、愛国心の立場から検閲されて職を奪われる者もいた。

19世紀末のフィリピンでは、病院制度は十分に発達しておらず在宅医療が中心であった。感染症への対応が医師たちの課題となるなかで、コレラなどの感染症には治療行為は無力であった。加えてスペイン統治下のコレラ対策では、教区司祭の権力下にあった地方社会の裁量の大きいものだった。予防や消毒を中心とする帝国医療では、患者家族も看護に参加した。しかしながらフィリピン人医師のなかからは、薬草の利用について在来医療を誤解しているなどとして、そうした帝国医療に反発するものも現れていた。

以上のように、19世紀末、医療や衛生に関する制度が植民地国家によって整備されると同時に、現地の大学機関を通じて現地人の医師が多く輩出されていた。しかし当時の医療は有効な治療行為を示しえなかつただけでなく、スペイン人も含めて公務に従事する医師職の立場は政治的にも不安定であった。1890年代に衛生政策の近代化が進んではいたが、科学を後ろ盾にした帝国医療はアメリカ統治下で本格的に進むことになるのである。

<第1セッション>

シンガポール中華総商会の社会的機能の形成 —その設立過程と初期活動を中心に—

持田洋平（慶應義塾大学大学院博士課程）

1819年におけるイギリスの植民地化以降、シンガポールには華人社会が形成された。シンガポール華人社会の大きな特徴の一つとして、福建・広東・潮州・海南・客家などの幫派（Bang group、出身地域の方言を基に形成された社会・経済的共同体）による内部の分断があげられる。幫派は華人の生活の基盤を形成しており、華人はその枠組の中だけで生活し、ほぼ出身地の方言のみを理解したため、幫派が異なる華人同士は相互の意思疎通でさえ難しい状況にあった。

シンガポール華人史に関する多くの先行研究は、このような華人社会の状況を変容させた団体として、1906年に設立されたシンガポール中華総商会（Singapore Chinese Chamber of Commerce）に着目している。中華総商会が商業会議所として商業を管轄するのみならず、華人社会の代表者として華人社会内の各幫派をまとめリーダーシップを発揮するような機能を果たしたことにより、この設立以降において華人社会の状況が大きく変容していくこととなったというビジョンは、先行研究にて広範に共有されている。中国本土の商会が各地に存在するまとまりのない大小様々な同業・同郷団体を統合していく役割を果たしたのに対し、シンガポールでは幫派という強固な社会・経済的共同体が既に存在しており、中華総商会はそれらの対立的な関係を緩和し、華人社会を一つにまとめあげるようなリーダーシップを担う役割を果たしたという点に特徴があるといえることができるだろう。

中華総商会の設立過程や初期の活動についても、これ自体に着目した日本語・英語・中国語の研究が一定数存在している。ただしこれらの先行研究は共通して、商会が商業の管轄に関わる機能と華人社会内の幫派をまとめるような機能の双方を備えた組織としてあらかじめ規定されていたかのように議論を展開しており、この二つの機能を明確に区分していない。しかし、清朝の商部による商会の規定では、商業の管轄に関わる活動のみが明文化されており、商業に関わらない活動については各地の裁量に委ねられていた。では、中華総商会のこのような社会的機能は、シンガポール華人社会という場において、どの時期から、どのような社会的背景により、どのような活動や宣伝を通して形成されたのだろうか。この点について議論するためには、商業の管轄に関わる機能と、華人社会内の幫派をまとめリーダーシップを発揮するような機能を区別したうえで、特に後者の機能がいかんして形成されていったのかという過程を明らかにする必要があるだろう。

本発表はこのような問題意識に基づき、中華総商会の創設過程と設立当初の運営・社会的活動などについて、華人社会内部の幫派による分断とその克服のための試みという観点から整理することにより、この団体が商業の管轄とは異なる、華人社会全体をまとめリーダーシップを担うような機能を担うことが可能となった歴史的・社会的背景を明らかにする。

<第1セッション>

スルタン・オマール・アリ・サイフディン3世と新連邦構想 ーブルネイのマレーシア編入問題ー

鈴木陽一（下関市立大学）

ブルネイがなぜマレーシア結成に加わらなかったかについて考える。1961年、マラヤ連邦首相トゥンク・アブドゥル・ラーマン Tunku Abdul Rahman は連邦にシンガポール、サラワク、北ボルネオ(現サバ)、ブルネイを加えたマレーシアを発足させることを提唱し、1963年、構想は実現したが、ブルネイのみはこれに加わらなかった。その後、ブルネイはマレーシア成立後もそのまま長くイギリス保護の下に留まり、1984年になって完全独立を達成することになった。また、その間、ブルネイは王族による統治という独自の政体を整えるようになり、マレーシアの政党政治とは全く異なる様相を呈することになった。

長く唱えられてきたのは、マラヤ連邦とブルネイとのあいだの交渉が、(1) 産油に伴う税収の分配のスキーム、(2) マレーシア構成諸州のイスラム教世襲統治者のあいだの序列という二つの論点をめぐって交渉が決裂したとの学説であったが、史料公開以降、別の学説も出されている。

発表では、主要当事者ーイギリス帝国、マラヤ連邦、ブルネイーの関係の展開に焦点を当てながら、次のような順で事態の成り行きを見ていく。(1) イギリス帝国脱植民地化政策全般における1960年代初頭ブルネイの位置付け、(2) マレーシア構想の提唱から第1回マレーシア編入交渉までの推移、(3) ブルネイ放棄がスルタンに及ぼした影響と第2回マレーシア編入交渉までの推移、(4) 第3回マレーシア編入交渉とマレーシア設立後のブルネイ・マレーシア関係の推移。

結論では、ブルネイがマレーシアに参加しなかったのは、1962年末のブルネイ人民党 PRB の蜂起失敗以降、スルタン・オマール・アリ・サイフディン3世がマレーシアに参加する動機を大きく失ったことに拠るところが大きかったことを強調する。実に、当初、マラヤ連邦とブルネイとの合同に積極的であったのはスルタンその人であったと考えられる。1950年代、イギリス帝国は北部ボルネオ連邦の設立を推進しようとした。しかし、統合はブルネイに散財をもたらし、さらに、台頭しつつあった PRB を利するものでスルタンの地位を危うくするものでもあった。それゆえスルタンはイギリスの提案を拒絶し、マラヤ連邦から官僚の派遣を受けるなどして同国との提携に頼り出すことになった。マレーシア構想もそうした政策の延長線上に浮上したものであった。しかしながら、PRB 蜂起以降、ブルネイの政治力学は大きく変わることになった。蜂起は失敗し、王権を脅かし続けて来た PRB の勢力は一掃された。スルタンの前にはマレーシアに参加せずとも王国の安寧を維持する道が開かれることになったのである。イギリス帝国がその後も王権の庇護を続け、その地位はそれまでになく安泰となった。とくに駐留を続けるグルカ兵の力は圧倒的であった。発表では、1963年以降もブルネイのマレーシア参加がイギリスの求める脱植民地化のあり方であったこと、1967年のスルタン退位がそうしたイギリスの政策を転換させたことについても触れる。

<第2セッション>

制度におけるインフォーマリティの明示化 —フィリピンの「盗電」に関する制度を事例に—

宮川慎司（東京大学大学院博士課程）

2001年の電力産業改革法において、フィリピンの電力産業民営化に伴い、電力制度の透明化が推進された。その一環である電力料金透明化によって、非合法の電力利用(以下、盗電とする)による電力会社の損害を正規契約者が負担していることが明示化された。本発表では、民間セクターからの投資増加を狙った電力料金の透明化が、むしろ電力正規利用者からの、制度の運営体制や制度設計に対する不信を招いていることを示す。

フィリピンの電力料金は近隣東南アジア諸国と比べても極めて高額であり、正規の料金を支払うことが難しい都市貧困層を中心に盗電が広く行われている。これに対し、1990年代から、盗電に関する制度改革が行われるようになった。1994年の反盗電法では、盗電に対する罰則が定義されるとともに、電力会社が盗電による損失を電力消費者から回収することが合法化された。さらに、2001年の電力産業改革法では、電力料金の透明化を目的とした料金細目化が定められたことを背景に、正規契約者に発行される電力料金表の中に、盗電による電力会社の損失の補填分が明記されるようになった。

これら一連の政策に対し、正規契約者は二通りの反応を示した。第一に、盗電による電力会社の損失分を負担させられていることを認識した電力の正規契約者たちは、盗電をする人に反感をもつようになった。これは、正規契約者と盗電者の間の社会的分断を助長することにつながりうる。より重要な点として第二に、正規契約者は盗電者だけではなく、盗電の損害を正規契約者に負担させる制度に対して反発するようになった。事実、新聞のコラムでは、多くの正規契約者が電力制度、ひいては電力産業に対する不満を表明している。具体的には、電力会社の非効率性や運営体制を糾弾するような言説が多く見受けられる。

以上のように、投資家たちの信頼獲得を目的とした電力制度改革は、必ずしもそのねらいを果たしておらず、むしろ透明化によって投資家を含む電力正規契約者の不信感を募らせることにつながっている。本発表では、新聞などにみられる世論や、盗電が行われているマニラ首都圏のスラム地域における現地調査によってこれらを明らかにする。

<第2セッション>

ジャワ汽水養殖池地域の社会経済 —環境悪化下での池主、小作人、地域社会の駆け引きを中心に—

間瀬朋子（東洋大学）

インドネシア・東ジャワ州シドアルジョ県の沿岸部には県の総面積の約 20%に相当する広大な汽水養殖池（タンバック）が広がっている。本報告は、多くの住民が汽水養殖池で生計を立てている社会経済の全体構造を審らかにする。さまざまな経済活動体のあいだの力関係（階層性）に注目しながら、汽水養殖池で働いているのはどのような人びとが、汽水養殖池という経済活動の場がどのように機能しているのかを明らかにする。

聞き取りに依拠して言えば、汽水養殖池地域には少なくとも日本軍政期の以前から富める者が貧しい者に手を差し伸べる理念と制度がある。それは、イスラームの教えが養殖従事者（池主や小作人）や地域住民の行動様式に影響をあたえているからである。自然環境に恵まれた広い池でミルクフィッシュ主体の養殖がおこなわれていた時代、あるいはウィルス性の病気が原因で養殖が大失敗してしまうことのなかった 21 世紀以前において、養殖に従事する池主は配下の小作人に対して、池主や小作人という養殖従事者は池の富に群がる地域住民（養殖に従事しないフリーライダー）に対して、いずれも寛大だった。

池主と小作人とのあいだには分益小作制が敷かれ、生産物の分配比率および生産費用の分担比率が約定されている。ここに以前は、強者が弱者を助ける理念が色濃くみてとれた。収穫されないで池の底に残った（故意に収穫しないで、池の底に残した）ミルクフィッシュ、エビ、雑魚などを広く地域の人びとに分け与える慣習（ブリ）は、持てる者が持たざる者を助けるのは当然という理念にもとづいて、以前は大々的におこなわれていた。

ところが、今日の分益小作制やブリのあり方をよく観察すれば、エビ国際価格の低迷にあいまって、池の細分化など相続にまつわる問題、エビを襲うウィルス性の病気の蔓延、マングローブ林の消滅、水質汚濁、天候不順などの形で現れる自然生態環境の悪化もみられ、汽水養殖池地域の社会経済をめぐる理念と制度はつねに変化を迫られているし、実際に変化していることがわかる。従来からの理念を建前として残しつつも、制度の実施に多くの変化を許しているのが、いまどきの汽水養殖池地域なのである。そこに展開する社会経済関係は、単純な相互扶助として説明できるものではない。

ともに苦しい経済状況下で、池主と小作人は互いの利益をめぐって葛藤を持ちながら、それぞれの現状を維持するための駆け引きをしている。そこにブリを介して関わってくる「厄介な」他者（地域住民）がいる。それらすべてのバランスをとることによって、経済的にも自然生態的にも厳しい環境に直面中の汽水養殖池地域における社会経済がきわどく成り立っていることを、本報告は指摘する。

<第2セッション>

ベトナム—カンボジア国境をめぐるローカルな政治 —冷戦終結後メコンデルタの人々の越境移動—

下條尚志（京都大学東南アジア研究所・機関研究員）

1970年代後半にベトナムがカンボジアに侵攻してからの10年間、この2つの国家が国際社会からの孤立、戦争、社会主義政策に起因する動乱を経験し、数多くの国外脱出者を生み出したことは周知のとおりである。一方で、この侵攻を機に、多数の人々がベトナム南部メコンデルタからカンボジアへ非合法的な手段で越境し始めたことはあまり知られていない。ベトナム軍がポル・ポト政権をプノンペンから駆逐して以降、社会主義下のベトナムからカンボジアを経由して国外へ逃れる難民の非合法ルートが生成された。

越境者の数は、とりわけ冷戦終結後の、メコンデルタ農村の貧困とUNTAC下プノンペンの活況を背景に急増した。1980年代後半におけるベトナム、カンボジアの市場経済化と政治変動に呼応して、カンボジアへの越境者は難民から経済移民へと転換していったのである。その背景には、メコンデルタ農村において、社会主義経済から市場経済への移行過程で、新たな混乱が生じていたことがあった。地方政府による農地返還事業は、住民間の軋轢を招き、社会主義改造下で導入された税制や労働義務は、ドイモイ後もしばらく継続され、経済的弱者が農地を手放す要因を生み出していた。一方で、ベトナム軍撤退後のカンボジアでは、和平協定と国連の介入により政治体制が大きく変動していた。生活に困窮したメコンデルタの人々のなかには、従来、難民らによって生成されていた非合法ルートを利用して国境を越え、UNTAC下でドルが普及し始めたプノンペンへ出稼ぎに向かう者が1990年代前半に一時的に増加した。

しかしながら、1990年代後半以降にベトナムが国際社会への復帰と経済成長を着実に進めてゆくなかで、越境者のなかには度々ベトナム側に帰郷する者が現れ始める。この新たな傾向を受け、ベトナム政府は近年、越境者の移動制限や国籍特定など、国境統治に本腰を入れつつある。しかしながら、越境者の管理強化によって、これまで政治経済的混乱のなかで棚上げにされてきたメコンデルタの民族や宗教に関する諸問題が、再び顕在化している。本発表では、人々の越境移動という観点から、冷戦終結以降のメコンデルタにおける地域社会と国家の関係が、いかに変遷してきたのかについて考察する。本発表を通じて、冷戦終結後の越境者の増加によって、ベトナム側の地域社会とカンボジア社会の距離が急速に縮まってきたことを明らかにする。そして、そのことが、近年、国境管理を強化しつつある地方政府と住民の間で時折生じる軋轢の背景になっていることを指摘する。